

**【新設】（取得の日から5年を経過した特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い）**

**66の13-10** 措置法第66条の13第12項の規定の適用を受ける特別勘定の金額については、同条第2項から第11項までの規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。

**【解説】**

- 1 本制度に規定する特別勘定の金額は、一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額が取り崩され、益金の額に算入することとされている（措法66の13⑤～⑪）。

ただし、共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、上記の規定は適用されないこととされている（措法66の13⑫）。

このことから、その後、特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことを本通達において留意的に明らかにしている。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の98-10）を定めている。